

●香川県告示第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により昭和45年12月3日指道第170号（香川県告示第1364号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 廃止年月日 平成19年10月1日
- 2 指定を廃止する道路の位置 坂出市高屋町字中所182-7、182-10、182-11及び183-4
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 47.80メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。